最終更新日：2015年6月26日
タキロン株式会社
代表取締役社長　兵頭克盛
問合せ先：業務部　06-6453-3700
証券コード：4215
http://www.takiron.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率性、透明性を向上させ、株主をはじめとするすべてのステークホルダーの信頼を確保し、持続的な企業価値の向上を目指すため、コーポレート・ガバナンスの強化が、経営の最重要課題であると認識しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	20,906,000	26.56
タキロン共和会	4,847,800	6.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,937,000	2.46
積水樹脂株式会社	1,439,000	1.83
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,426,000	1.81
日本生命保険相互会社	1,384,884	1.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,325,000	1.68
株式会社カネカ	1,318,201	1.67
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,112,000	1.41
東ソー株式会社	1,070,000	1.36

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	化学
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人 以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円 以上1000億円 未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社 以上50社 未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特になし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岩本　宗	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岩本　宗	○	同氏は、平成26年3月まで三井化学株式会社の業務執行者でした。当社グループは同社グループから原材料仕入れ等で取引がありますが、直近事業年度における当社の連結売上高および同社の連結売上高それぞれに対する取引金額の割合は、いずれも0.2%未満であります。	同氏を選任している理由は、長年総合化学メーカーにおいて携わられた機能樹脂分野等の研究・開発や多数の事業会社の経営にて培われた豊富な知識と経験を当社の経営に反映していただけるものと期待しているためであります。また、取引の規模に照らして、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人との間で、それぞれの監査計画の説明会を実施し、意見交換を行い、会計監査人が行う実地棚卸、支店や子会社監査への立会の他、必要に応じた情報・意見交換を行い、毎四半期末には、監査報告会を実施しております。
監査役は、内部監査室との間で、それぞれの監査計画の説明会を実施し、内部監査室に対する特定事項監査依頼の他、必要に応じて情報・意見交換を行い、内部監査室による監査結果の報告を受けております。
内部監査室は、会計監査人である有限責任 あずさ監査法人との間で、計画的に情報・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鬼塚龍之介	他の会社の出身者									△				
鈴木通睦	他の会社の出身者									○				

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鬼塚龍之介		同氏は、平成20年6月まで当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社の業務執行者であり、平成14年6月から平成19年6月まで、当社の非常勤監査役を務めておりました。 伊藤忠商事株式会社は、当社株式を26.6%(議決権等の所有割合は、直接29.6%、間接0.3%、計29.9%)保有する大株主であり、当社をエネルギー・化学品カンパニーのグループの一員として位置付けております。当社と同社の間には、一部の原材料仕入れ・製品販売に関する取引がありますが、当該事業年度においての主な取引金額は、原材料仕入れ3,659百万円であり、互いの業績に大きな影響を与えるものではありません。	同氏を選任している理由は、当社の業容に精通しており、伊藤忠商事株式会社での経営管理の実務経験や見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。
		同氏は、伊藤忠商事株式会社エネルギー・化学品カンパニー エネルギー・化学品M&R室長であります。 伊藤忠商事株式会社は、当社株式を2	

鈴木通睦		6.6%（議決権等の所有割合は、直接29.6%、間接0.3%、計29.9%）保有する大株主であり、当社をエネルギー・化学品カンパニーのグループの一員として位置付けております。当社と同社の間には、一部の原材料仕入れ・製品販売に関する取引がありますが、当該事業年度においての主な取引金額は、原材料仕入れ3,659百万円であり、互いの業績に大きな影響を与えるものではありません。	同氏を選任している理由は、伊藤忠商事株式会社での経営管理の実務経験や見識に基づき、取締役会の意思決定の適正性を確保するために、適切な助言・チェックをいただけると期待しているためであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針については、特に定めておりませんが、選任にあたっては、その経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

当社は、定額報酬の一部に経営全般および担当部門の成績を加味した取締役報酬制度を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

———

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第120期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
取締役および監査役の報酬等の額

区　分	支給人員	支 給 額
取締役	10名	265,391千円
監査役	3名	48,480千円
合　計	13名	313,871千円
（うち社外役員）	（4名）	（29,040千円）

（注）1. 上記には、平成26年6月25日開催の第119期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与45,000千円（社外取締役を除く取締役7名）を含めております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 社外取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみであり業績連動報酬は支給しておりません。
2. 平成18年6月29日開催の定時株主総会決議による役員報酬限度額は、取締役年額420,000千円以内、監査役年額60,000千円以内であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会および経営会議の資料を事前に配布、または、事前に説明を行うなどして、サポートをしております。

監査役監査を支える専従のスタッフはおりませんが、内部監査室や他の管理部門スタッフの有効活用により、監査体制を確保しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

取締役会は、法令・定款および「取締役会規程」に従い、毎月1回重要な経営の意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員に業務委嘱を行い、業務の執行を行わせております。取締役会の決議により業務を委嘱された取締役は、3か月に1回以上委嘱された業務の執行状況を取締役会へ報告しております。

このほか、取締役の少数化と執行役員への権限委譲により迅速な意思決定を図っております。また、取締役および執行役員の経営責任をより明確化するため、それぞれの任期を1年としております。なお、経営の監視・監督機能の強化の観点から、独立性の高い社外取締役を1名選任しております。

経営会議は、取締役、執行役員で構成され、毎月1回業務執行上の意思決定を行うなど集団的に英知を結集して、適正な業務執行に関する重要事項を協議し決定しております。また、取締役会に付議すべき事項のうち事前審議を要する事項を審議し、取締役会の機能の補完と意思決定の迅速化を図っております。

監査役は、「監査役監査基準」に従い、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧しております。また、代表取締役社長ならびに同副社長と定期的に会合をもち、業務執行状況について意見交換を行っております。また、監査役および監査役会は、会計監査人との間で監査計画を協議し、定期的な意志疎通を行い、監査の経緯および結果の報告ならびに説明を受け、効率的な監査を実施しております。

監査役監査を支える専従のスタッフはおりませんが、内部監査室や他の管理部門スタッフの有効活用により、監査体制を確保しております。また、財務・会計に関する知見を有する監査役として、平成21年4月から平成25年3月まで財務担当の役員を務めた青山　建氏を選任しております。

内部監査室は、社長直轄組織として現在3名で運営しており、「内部監査規程」および「監査実施計画」に従い、当社およびグループ会社の監査を実施し、その結果を社長および経営会議に報告しております。また、監査役と各事業年度の監査計画を協議し、定期的に会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について協議および意見交換するなど、密接な情報交換および連携を図っております。

CSR推進部は、現在2名で運営しており、当社およびグループ会社のコンプライアンスに関する総括管理や内部統制の推進を図っております。また、自浄作用を担保するため内部通報制度を整備しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの体制として監査役設置会社を採用しております。取締役には、専門的な知識、経験を有している独立した立場の社外取締役を1名選任しており、外部的な視点から助言し審議の充実をはかるとともに、取締役の職務執行を監視・監督しております。監査役・監査役会の適法性の監査と併せて、ガバナンスの強化を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	定時株主総会開催日の3週間以上前（6月3日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	いわゆる集中日の前日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使促進のため、2012年6月開催の定時株主総会より議決権行使の電子化を実施しました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権行使促進のため、2013年6月開催の定時株主総会より議決権行使プラットフォームへ参加しました。
その他	招集通知は、発送日の前に当社ホームページに掲載しております。 株主総会会場では、表やグラフを映写して事業報告や議案説明の補足を行うなど株主の皆様に理解を深めていただく工夫を行っております。 株主総会後は、パネル展示や軽食等を含む株主懇談会を実施して株主の皆様との直接対話を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回　代表者自身による説明あり	あり
IR資料のホームページ掲載	定款、株式取扱規程、決算短信、適時開示資料、中期経営計画、招集通知、株主の皆様へ（報告書）、決議通知、有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書（議決権行使結果）、コーポレート・ガバナンス報告書、英文アニュアルレポート	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「経営理念」、「タキロングループ倫理綱領」に定めており、当社ホームページにも掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境・CSR報告書を当社ホームページに掲載しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、ならびに当社の業務の適正を確保するために必要な体制は、以下の通りとする。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
法令遵守を最重要課題として、当社およびグループ会社の全役職員が遵守すべき倫理綱領ならびに準拠すべきコンプライアンスプログラムを行動規範とする。また、社長を最高責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムに資するグループコンプライアンス経営の充実に努めると共に、CSR推進部を設置し、教育・研修の実施を行い、自浄作用を担保するため内部通報制度を整備する。さらに、社長が直轄する内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続きおよび内容の妥当性等につき、当社およびグループ会社の定期的な監査を実施する。また、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、不当な要求を受け入れず、これを排除する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
株主総会議事録、取締役会議事録等の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）のほか、重要な業務執行に係る事項が記録された文書を、法令および「情報管理規程」その他の社内規程の定めるところにより保存し、管理する。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスクに対処するため、「リスク管理規程」等の各種管理規則を制定し、CSR推進部をリスク管理事務局とし、グループ会社を含むリスク評価を定期的に実施する。把握したリスクの評価・分析は経営会議にて報告し、グループ全体としてリスクの低減を図る。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、法令・定款および「取締役会規程」に従い、原則として毎月1回重要な意思決定を行うと共に、各取締役の職務執行を監督する。また、取締役会は、代表取締役、業務執行取締役、執行役員に業務委嘱を行い、業務の執行を行わせる。
取締役会の決議により業務を委嘱された取締役は、3か月に1回以上委嘱された業務の執行状況を取締役会へ報告する。
業務執行の決定を適切かつ機動的に行うため、毎月1回取締役・執行役員による経営会議を開催し、重要事項を協議する。また「職務権限規程」等各種社内規程を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図る。

（5）当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
子会社毎に主管部署を定め、主管部署は「関係会社管理規程」に従って、当該子会社の経営を管理すると共に、指導ならびに支援を行う。また、各社毎にコンプライアンス責任者を設置し、グループにおけるコンプライアンス体制を確保する。

（6）監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は設置していないが、設置する場合には、当該使用人に対する指揮命令権限および人事権は監査役会に属するものとし、また当該使用人の取締役からの独立性を担保するための体制を必要に応じて確保する。

（7）取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況を聴取し、関係文書を閲覧等することができる。また、取締役および使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときには、監査役会に報告することが自らの責務であると強く認識し、直ちに報告する。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役は、監査役監査の重要性と有用性を強く認識し理解すると共に、内部監査室は、監査役監査が実効的かつ効率的に行われるよう、緊密に連携する。また、監査役は、社長と定期的に会合をもち、業務執行状況について意見交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「タキロングループ倫理綱領」に定めるとおり、市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応し、一切の関係を遮断し「金を出さない」「利用しない」「恐れない」を実践し、このような個人・団体から金銭等の財産を要求された場合には、組織的な対応をとり、不当な要求を受け入れず、これを排除します。
また、業務部は、警察や外部専門機関と連携し、反社会的勢力や団体に関する情報収集を行っています。
なお、「タキロングループ倫理綱領」につきましては、当社ホームページにて開示しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の「コーポレート・ガバナンス体制についての模式図」および「会社情報の適時開示に係る社内体制」は、次頁のとおりであります。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図

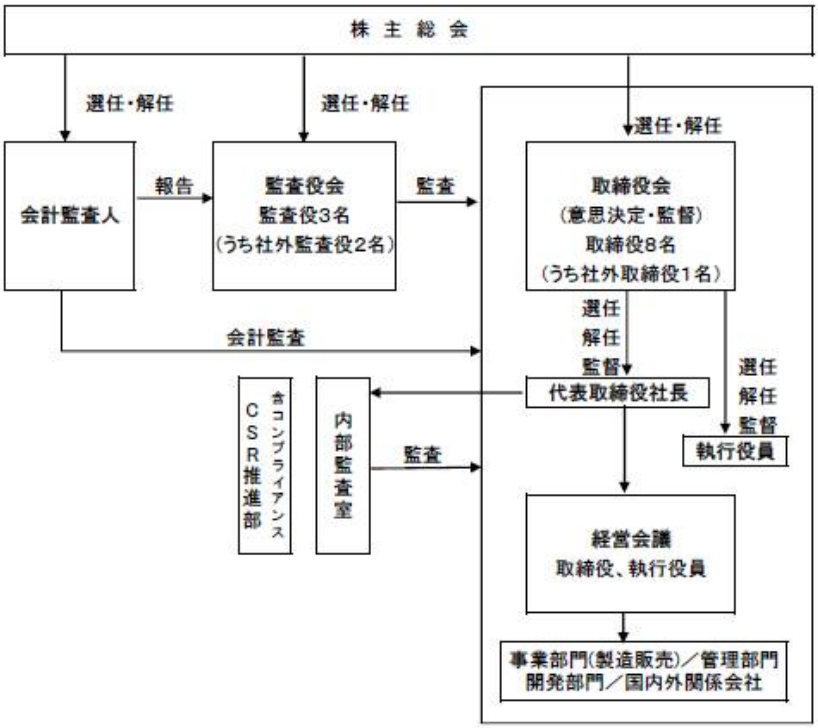

会社情報の適時開示に係る社内体制

（1） 適時開示に係る基本姿勢

当社グループでは、「タキロングループ倫理綱領」に定めるとおり、金融商品取引法、証券取引所の会社情報適時開示規則およびその他の法令・規則を遵守し、株主、投資家に対し可能な範囲で正確な会社情報を適時かつ公平に提供することを基本姿勢としております。

（2） 適時開示に係る社内体制の状況

- 当社グループでは、適時開示等の情報開示については、当社および子会社等を対象とする「タキロングループ適時開示基準」を定め、関係部署に配布して適時開示事項の周知を図っております。また、適時開示規則の改訂および決算値が変動した場合、速やかに「タキロングループ適時開示基準」を更新しております。
- タキロングループの決算情報および決定事実については、経営企画部にて情報を事前に入手し、入手した情報により関係部署（ＣＳＲ推進部、経営企画部、業務部、財務部）にて適時開示の要否について審議をしております。また、審議結果については、取締役会および経営会議にて報告するとともに、適時開示の要否について確認をしております。
- タキロングループの発生事実については、関係部署（ＣＳＲ推進部、経営企画部、業務部、財務部）にて情報を入手し、適時開示の要否について審議をした上で、臨時を含む取締役会および経営会議を経て、速やかに開示いたします。
- 現在開示している会社情報に不適切なものはないと認識しており、今後も社内体制の維持に努める所存であります。

適時開示に係る社内体制のフローは、以下のとおりであります。

